

瀬戸市告示第 38 号

平成 28 年瀬戸市告示第 42 号（瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

瀬戸市長 川本 雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件		瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件	
1 市長が定める機関		1 市長が定める機関	
申請の区分	市長が定める機関	申請の区分	市長が定める機関
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関

<p>共同住宅等に係る申請 (瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。)別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>共同住宅等に係る申請 (瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。)別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請を除く。)</p>	<p>登録住宅性能評価機関</p>
<p>共同住宅等に係る申請 (条例別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請に限る。)</p>	<p>住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>共同住宅等に係る申請 (条例別表備考第9項第2号又は第12項第2号の規定の適用を受ける申請に限る。)</p>	<p>住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>
<p><省略></p>		<p><省略></p>	
<p>備考 <省略> 2 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、7又は8が表示されているものに限る。)の写し</p>		<p>備考 <省略> 2 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。)(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。)附則第2項又は第6項の規定により改正省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第</p>	

(2) <省略>

2号が適用される建築物であって、改正省令の施行の日以後にする法第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6が表示されているものに限る。)の写し
(2) <省略>